

性能向上計画認定 及び 認定表示に係る技術的審査業務料金

記載の料金は、センターに建築基準法第6条の2第1項の確認申請を行う場合の額となります。

【住宅】(一戸建て住宅、共同住宅等)

税込金額(税抜金額)／単位:円

審査条件		(Mは住戸数)	
一戸建ての住宅 (併用住宅の住戸部を含む)	単独	31,900 (29,000)	
	併願審査で外皮計算を行っている場合 *1	11,000 (10,000)	
	併願審査で一次エネルギー計算を行っている場合 *2	5,500 (5,000)	
共同住宅等 *3	住戸のみの場合	1住戸	31,900 (29,000)
		2住戸	55,000 (50,000)
		3~10住戸	55,000 + 5,500 × (M-2) (50,000 + 5,000 × (M-2))
		11~25住戸	77,000 + 3,300 × (M-2) (70,000 + 3,000 × (M-2))
		26~50住戸	110,000 + 2,200 × (M-2) (100,000 + 2,000 × (M-2))
	51住戸以上	別途見積り	
	住棟全体の場合 (共用部を含む)	2住戸	110,000 (100,000)
		3~10住戸	121,000 + 5,500 × (M-2) (110,000 + 5,000 × (M-2))
		11~25住戸	143,000 + 3,300 × (M-2) (130,000 + 3,000 × (M-2))
		26~50住戸	187,000 + 2,200 × (M-2) (170,000 + 2,000 × (M-2))
51住戸以上		別途見積り	

*1. 設計住宅評価の5-1のみ、長期優良住宅等、センターにて外皮計算の審査を行っている場合

*2. 設計住宅評価の5-2、低炭素住宅認定技術的審査等、センターにて一次エネルギー計算の審査を行っている場合

*3. 共同住宅等でセンターにて、併願審査のある場合

1) 外皮計算のみ行っている場合は、上記表より算出する額の2分の1となります。

2) 一次エネルギー計算を行っている場合は、上記表より算出する額の10分の2となります。

・ 変更申請料は当初の申請で適用された額の2分の1となります。

・ 共同住宅の審査において、「住戸の審査」と「住棟全体の審査」を合わせて行う場合は、「住棟全体の場合」の料金となります。

<その他>

・ 建築確認を他機関に申請する場合は、上記表の料金の1.1倍の額となります。

・ 複合建築物(評価対象に住宅と非住宅を含む建築物)は住宅及び非住宅で算出した額を合わせた料金となります。

・ 再発行料金は2,200円(税抜:2,000円)となります。

・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第29条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の用途区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれの金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

・ 変更に係る建築物が2以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

・ 計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第29条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして、法第29条第1項の規定を適用して算出する。

性能向上計画認定 及び 認定表示に係る技術的審査業務料金

記載の料金は、センターに建築基準法第6条の2第1項の確認申請を行う場合の額となります。

【非住宅】

税込金額(税抜金額)／単位:円

対象面積	評価方法	建築物の用途		
		ホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途	工場等	左記以外
300㎡未満	標準入力法 主要室入力法	209,000 (190,000)	99,000 (90,000)	121,000 (110,000)
	モデル建物法	110,000 (100,000)	44,000 (40,000)	66,000 (60,000)
300㎡以上～ 500㎡未満	標準入力法 主要室入力法	220,000 (200,000)	110,000 (100,000)	132,000 (120,000)
	モデル建物法	121,000 (110,000)	44,000 (40,000)	77,000 (70,000)
500㎡以上～ 1,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	286,000 (260,000)	132,000 (120,000)	187,000 (170,000)
	モデル建物法	143,000 (130,000)	55,000 (50,000)	88,000 (80,000)
1,000㎡以上～ 2,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	341,000 (310,000)	176,000 (160,000)	231,000 (210,000)
	モデル建物法	198,000 (180,000)	77,000 (70,000)	110,000 (100,000)
2,000㎡以上～ 3,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	407,000 (370,000)	231,000 (210,000)	275,000 (250,000)
	モデル建物法	231,000 (210,000)	110,000 (100,000)	132,000 (120,000)
3,000㎡以上～ 4,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	462,000 (420,000)	264,000 (240,000)	319,000 (290,000)
	モデル建物法	264,000 (240,000)	121,000 (110,000)	165,000 (150,000)
4,000㎡以上～ 5,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	517,000 (470,000)	297,000 (270,000)	374,000 (340,000)
	モデル建物法	286,000 (260,000)	132,000 (120,000)	187,000 (170,000)
5,000㎡以上～ 10,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	594,000 (540,000)	330,000 (300,000)	440,000 (400,000)
	モデル建物法	308,000 (280,000)	143,000 (130,000)	220,000 (200,000)
10,000㎡以上～ 20,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	660,000 (600,000)	385,000 (350,000)	506,000 (460,000)
	モデル建物法	385,000 (350,000)	165,000 (150,000)	242,000 (220,000)
20,000㎡以上～ 50,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	792,000 (720,000)	440,000 (400,000)	616,000 (560,000)
	モデル建物法	440,000 (400,000)	220,000 (200,000)	319,000 (290,000)
50,000㎡以上	標準入力法 主要室入力法	別途見積	別途見積	別途見積
	モデル建物法	別途見積	別途見積	別途見積

- 対象面積が50,000㎡以上の料金は、別途見積となります。
- 建築物の用途で工場等とは、工場(評価対象が照明設備のみ)、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するものとします。

性能向上計画認定 及び 認定表示に係る技術的審査業務料金

- 用途区分が複数存在する建築物の料金は、建築物の用途区分毎に対象面積に該当料金を算出し、これらの合計額(複数用途集計)と建築物全体の対象面積に高額な用途区分で複雑な区分の料金を算出した額と比較し、低額な額とします。
- 増改築において既存部分のBEI値にデフォルト値1.2(平成28年4月1日以降に新築した建築物は、当分の間、1.1と設定出来る。)を使用した場合にあっては、既存部分の床面積を除いた床面積の申請区分を採用することができます。ただし、デフォルト値1.2(1.1)を使用しない場合にあっては、既存部分を含めた建築物全体の床面積の申請区分を採用します。
- 変更申請料は上表該当額の2分の1となります。

<その他>

- 建築確認を他機関に申請する場合は、上記表の料金の1.1倍した額となります。
- 複合建築物(評価対象に住宅と非住宅を含む建築物)は住宅及び非住宅で算出した額を合わせた料金となります。
- 再発行料金は2,200円(税抜:2,000円)となります。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第29条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の用途区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれの金額の欄に掲げる額を合算した額とする。
- 変更に係る建築物が2以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額を合算した額とする。
- 計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第29条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして、法第29条第1項の規定を適用して算出する。